規定が適用される建築物に必要な図書		
令第百三十七条の六の四第二項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項	
	令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
令第百三十七条の七の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	危険物の種類及び数量
	危険物の数量表	事業の種類
	工場・事業調書	増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第五十二条第六項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
令第百三十七条の八の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
令第百三十七条の九の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
令第百三十七条の十の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他令第百三十七条の十の規定に適合	令第百三十七条の十の規定に適合することを確認するために必

令第百三十七条の六の三第二項の規定が適用される建築物の確認に必要な図書	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の六の四第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の七の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
	工場・事業調書	事業の種類
令第百三十七条の八の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
		増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第五十二条第六項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
		増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
		改築に係る部分
令第百三十七条の九の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式